

三重県総合博物館資料基本方針

(目的)

第1条 この基本方針では、三重県総合博物館(以下「当館」という。)における、博物館資料の収集、登録等にかかる基本的な事項を定める。

2 この基本方針は、三重県総合博物館条例(以下「条例」という。)及び三重県総合博物館条例施行規則(以下「規則」という。)、並びに新県立博物館基本計画に基づき、三重県総合博物館の理念、3つの使命、ビジョンを実現するために定めるものである。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収集 条例第二条第一号で定める博物館資料を購入、寄贈、採集等によって取得すること、並びに資料の寄託を受けること。
- (2) 登録 収集した資料を公的な手続きにより資料台帳に記載し、博物館資料とすること。
- (3) 保存管理 博物館資料を適切に保存するための保存環境及び保存体制を確保し、博物館資料の保存状況の確認をすること。
- (4) 活用 博物館資料の調査研究、展示、教育普及並びに博物館資料の閲覧、貸出等により、活用すること。
- (5) 除籍 博物館資料を適正な手続きを経て、資料台帳より除外すること。

(基本的な考え方)

第3条 条例第二条第一号で定める博物館資料の収集、保存管理、活用にあたっては、当館を象徴的に示すテーマである「三重が持つ多様性の力」を発信していくため、活動理念である「ともに考え、活動し、成長する博物館」に基づき、必要な博物館資料の収集、保存管理、活用に努め、次の考え方を基本とする。

- (1) 博物館資料の収集にあたっては、学術的価値及び展示・調査・研究等への活用の可能性を十分に検討する。
- (2) 博物館資料の保存にあたっては、次世代へ活かすために適切な管理を行い、永続的な保存に万全を期する。
- (3) 博物館資料の登録にあたっては、学術的な整理を行ったうえで、すみやかに行うものとする。
- (4) 博物館資料の活用にあたっては、必要な条件を満たしたうえで、県民等の利用者に対して、積極的な対応に努めるものとする。
- (5) 博物館資料の除籍については、収集、保存した博物館資料の価値が失われるなど、その意義が消失した場合、又は、他施設等への移管により一層有効な活用が期待できる場合等には、適正な手続きを経て、資料台帳から除外できるものとする。

(資料の収集)

第4条 博物館資料の収集にあたっては、資料収集方針を別に定め、必要に応じて見直しを行う。

(資料の登録)

第5条 博物館資料とした資料は、館で定めた資料台帳に資料情報を記載するものとする。

2 登録手続きについては、資料収集手続要領を別に定め、必要に応じて見直しを行う。

(資料の保存管理)

第6条 博物館資料の保存にあたっては、第3条に定める基本的な考え方を実現するため、資料保存管理方針を別に定め、博物館資料の価値が滅失や棄損等により失われないよう、その性質に応

じて適切な収蔵環境を確保するとともに、収蔵庫の適正な保存体制の確保に努める。

2 保存している博物館資料について、保存状況や収蔵量など、適切な管理が行われているか、随時、確認するものとする。

(資料の活用)

第7条 博物館資料の活用にあたっては、第3条に定める基本的な考え方を実現するため、調査研究活動やレファレンスへの対応、魅力的な展示等の充実に努めるとともに、館外者への博物館資料の閲覧、貸出については、条例及び規則の規定に基づいて行う。また、館外者の活用に向けて、必要な博物館資料情報の公表に努める。

(資料の除籍)

第8条 保存管理している博物館資料について、価値の見直しや資料の価値が失われたと判断された場合は、資料台帳から除外し、除籍した旨の記録を残し、譲渡、廃棄等の手続きを行うことができるものとする。

附則

(施行期日)

本方針は令和8年4月1日から施行する。

三重県総合博物館資料収集方針

(趣旨)

第1条 この収集方針は、三重県総合博物館資料基本方針第4条における資料の収集に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(収集の対象とする資料)

第2条 三重県総合博物館(以下、「当館」という。)の収集の対象とする資料は次の各号とする。

- (1) 三重の自然と歴史・文化について、当館のテーマである「三重が持つ多様性の力」を物語る資料や県民・利用者と共に活動する中で収集する資料
 - (2) 東西の結節点に位置し、南北に長く、深海から山岳まで多様な自然環境を持つ三重の自然と歴史・文化の特性を明らかにできる資料
 - (3) 資料の散逸・滅失を防ぎ、県民共有の財産として次世代に引き継ぐため、現地保存を原則としつつ、県立の博物館として中心的な役割を果たすうえで、必要な資料
 - (4) 三重の自然と歴史・文化を理解するうえで、比較するために必要な県外、国外の資料
- 2 収集対象とする資料は、実物資料をはじめとして、写真・映像・音響資料や文献資料、複製・模型等の資料を含むものとする。なお、資料の分野によっては、関係機関と連携を図りながら慎重に検討する。

(資料の収集)

第3条 資料の収集については以下の場合を除いて、重複しないよう留意する。

- (1) 当館として系統的に収集することが必要なもの
- (2) 由緒・来歴・時代・地域が異なるなど、おのおのが資料的価値を有するもの
- (3) 資料の特性上、必要性が認められるもの
- (4) コレクションを構成する資料の一部で、当該資料を外して収集することが困難なもの
- (5) その他、当館が必要と認めたもの

(収集の対象としない資料)

第4条 当館の資料収集対象としないものは次の各号とする。ただし、学術上の事由等により、当館が必要と認めたものは除く。

- (1) 適切な管理・保存等が見込めないものや著しく状態が悪いもの
- (2) 資料の来歴が不明確なもの

附則

(施行期日)

本方針は令和8年4月1日から施行する。

三重県総合博物館資料保存管理方針

(趣旨)

第1条 この収集方針は、三重県総合博物館(以下「当館」という。)における資料の保存管理について、三重県総合博物館資料基本方針第6条に基づき、基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 当館の資料保存対象は次の各号とする。

- (1) 三重県総合博物館資料収集方針に基づき収集した資料及び手続き中の資料
- (2) 館長が必要と認めた資料

(保存)

第3条 資料の特性に応じて、適切な収蔵庫及び館内施設において保存する。

- 2 収蔵庫に保存する際には、資料の特性に応じて適切に収蔵するとともに、燻蒸処理や目視等による点検や状態確認を行うものとする。
- 3 収蔵庫の温湿度管理については、夏季、冬季それぞれに、収蔵庫各室に応じて適切に行うものとする。また、収蔵庫以外の館内施設における保存環境についても、夏季、冬季それぞれに、保存場所の環境に応じて適切に行うものとする。

(管理)

第4条 博物館資料の点検は定期的に行うものとする。

(除籍)

- 第5条 資料の除籍にあたっては、当該資料の有効活用を図るため、譲渡等の方策を十分に検討する。
- 2 資料の除籍については、別途、三重県総合博物館資料除籍等取扱要領により定めるものとする。

附則

(施行期日)

本方針は令和8年4月1日から施行する。